

教育・保育施設等における
食物アレルギー対応マニュアル
(2022年改訂版)



高知市こども未来部 保育幼稚園課

令和4年11月

教育・保育施設等における食物アレルギー対応マニュアルの改訂にあたって

保育生活や給食等でアレルギー対応が必要な子どもは年々増加傾向にあり、教育・保育施設等におけるアレルギーへの対応については、本市が平成26年3月作成、平成26年9月改訂の「保育所・幼稚園における食物アレルギー対応マニュアル [2014年改訂版]」によって取り組んできました。

このたび、本マニュアルは、厚生労働省「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（2019年改訂版）」を反映させるべく、高知市医師会の協力も得て、アレルギー専門医や園医の指導・助言を取り入れ、改訂を行いました。本市教育・保育施設等における対応内容や考え方の重要部分をまとめたものです。各施設において、本マニュアルを活用していただき、食物アレルギー対応を適切に進めていただきますようお願いいたします。

※ 本マニュアルでは、厚生労働省「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（2019年改訂版）」の「保育所」を「教育・保育施設等」または「園」と表記しております。

目 次

第1部 基本編	1～6
1 教育・保育施設等における基本的なアレルギー対応	1
2 園における食物アレルギーへの対応	3
3 決定基準	3
4 対応の決定までの手順及び食物アレルギー対応の流れ	4
5 保護者や関係機関との連携	6
6 情報管理	6
第2部 緊急時の対応編	7～12
1 緊急時の備え	7
2 緊急時対応の流れ	8
緊急時フローチャート	9
資料A 園内での役割分担	10
資料B エピペン [®] の使用法	11
資料C 救急車要請（119番通報）のポイント	12
第3部 給食対応に関する実務編	13～19
1 事前準備	13
2 誤配・誤食を防ぐためのチェック体制	15
3 園で取り決めておくべきこと	17
4 本市保育所給食参考献立で不使用とする食品について	18
5 給食以外での留意点（食物・食材を扱う活動）	19
6 食物アレルギー以外の除去対応について	19
第4部 様式集	20～36

第1部 基本編

1 教育・保育施設等における基本的なアレルギー対応

(1) 基本原則

教育・保育施設等（以下「園」という。）は、アレルギー疾患を有する子どもに対して、その子どもの最善の利益を考慮し、教育的及び福祉的な配慮を十分に行うよう努める責務があり、その保育に当たっては、医師の診断及び指示に基づいて行う必要がある（図1参照）。

図1

【園におけるアレルギー対応の基本原則】

○ 全職員を含めた関係者の共通理解の下で、組織的に対応する

- ・アレルギー対応委員会等を設け、組織的に対応
- ・アレルギー疾患対応のマニュアルの作成と、これに基づいた役割分担
- ・記録に基づく取組の充実や緊急時・災害時等様々な状況を想定した対策

○ 医師の診断指示に基づき、保護者と連携し、適切に対応する

- ・生活管理指導表※に基づく対応が必須
- ※「生活管理指導表」は、園におけるアレルギー対応に関する、子どもを中心に据えた、医師と保護者、園の重要な“コミュニケーションツール”。

○ 地域の専門的な支援、関係機関との連携の下で対応の充実を図る

- ・自治体支援の下、地域のアレルギー専門医や医療機関、消防機関等との連携

○ 食物アレルギー対応においては安全・安心の確保を優先する

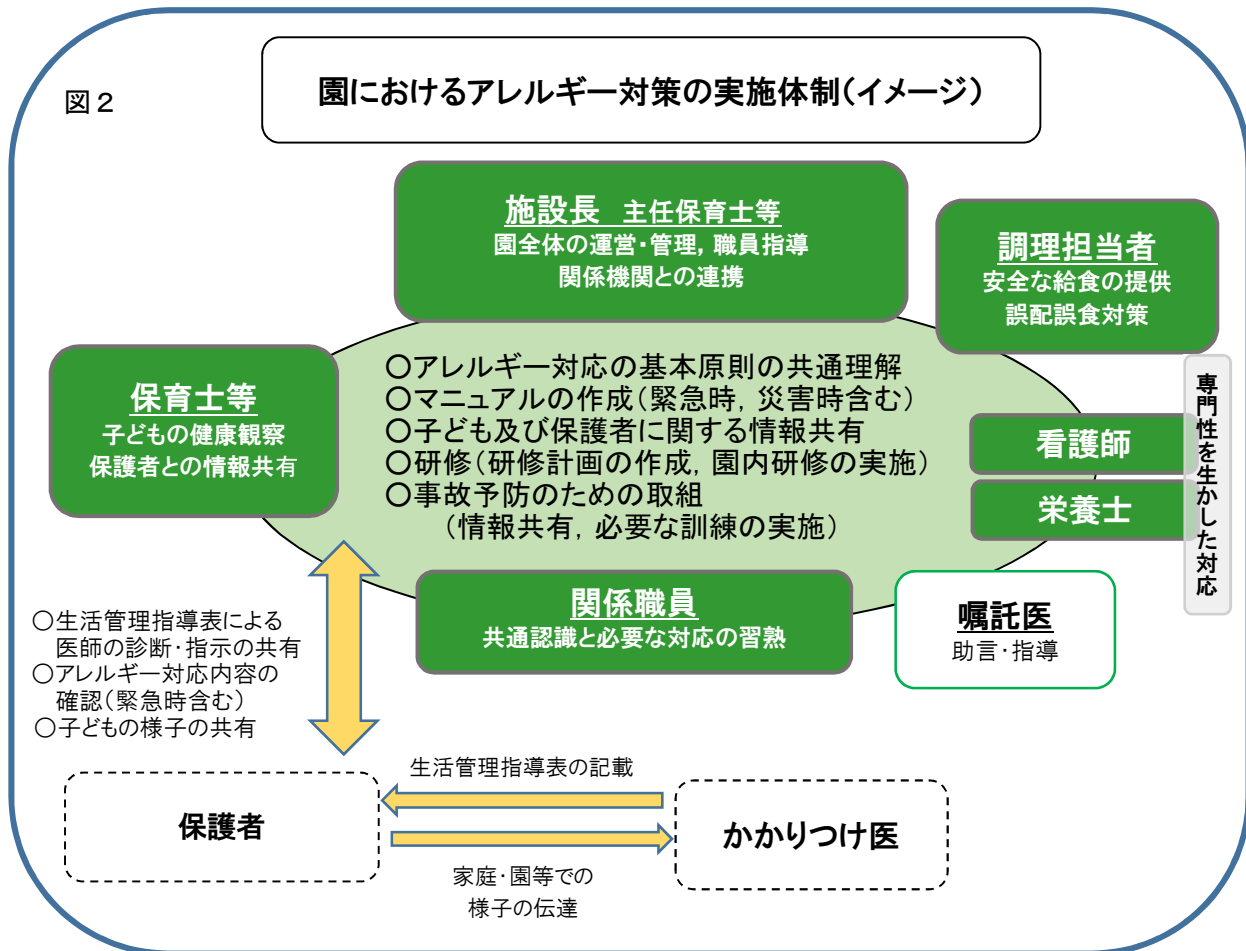
- ・完全除去対応（提供するか、しないか）
- ・家庭で食べたことのない食物は、基本的に園では提供しない

厚生労働省「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（2019年改訂版）」を一部改変

(2) アレルギー対策の実施体制

園においては、図1に示したアレルギー対応の基本原則に基づき、施設長をはじめとして、保育士・幼稚園教諭（以下「保育士等」という。）、調理担当者、看護師、栄養士等の全職員が、図2の各々の役割を理解し、生活管理指導表に基づき、組織的に対応するための体制を構築していくことが求められる。

その際、記録（※）をとることが職員間の共通理解に基づく対応の基本となる。



厚生労働省「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（2019年改訂版）」を一部改変

※ 記録の重要性（事故防止の取組）

- ① アレルギー対策の実施状況（保護者との面談等での確認内容、保護者との協議を踏まえて作成する実施計画、子どもの症状発生時の対応等）を日々確認・記録し、ヒヤリ・ハットや事故の有無などとともにアレルギー情報としてまとめ、記録に基づいた対応を行い、共通理解を深める。
- ② 園全体として、事故防止のための適切な対策を講じるため、各園におけるアレルギーに関する事故や、配膳時や喫食時の確認漏れ等のヒヤリ・ハット報告の情報についても、収集及び要因分析等に努める。

2 園における食物アレルギーへの対応

園における食育は、健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うことを目標とし、乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含め、計画的に進めることが重要である。

園における食物アレルギーの対応においては、給食提供を前提とした上で、「園内でのアレルギー発症を防ぐ」ことが第一目標であるが、成長が著しい子どもの心身の健全な発育・発達の観点から、不必要な食物除去がなされることがないよう、医師の診断及び指示に基づく生活管理指導表を用いた原因食品の完全除去を行うことが基本である。また、食物アレルギーの有症率は、乳幼児期が最も高いが、成長とともに治癒することが多いことから、除去については、定期的な見直しが必要になる。

園では、低年齢のために母乳や乳児用調製乳以外の食品の食経験がない子ども・十分な食経験がない子どもが入所することもあることをふまえ、子どもが初めて食べる食品については、家庭で安全に食べられることを確認してから、園で提供を開始することを基本とする。

図3 【園における食事の提供に当たっての原則（除去食の考え方等）】

- 園における食物アレルギー対応に当たっては、給食提供を前提とした上で、生活管理指導表を活用し、組織的に対応することが重要
- 園の食物アレルギー対応における原因食品の除去は、完全除去を行うことが基本
- 子どもが初めて食べる食品は、家庭で安全に食べられることを確認してから、園での提供を行うことが重要

厚生労働省「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（2019年改訂版）」を一部改変

3 決定基準

次項の全てに当てはまる子どもを、「食物アレルギー対応」の対象とする。

- (1) 医師の診断・検査により食物アレルギーと診断されていること
（「生活管理指導表※」の提出が必要）
- (2) アレルゲンが特定されており、医師から食事療法を指示されていること
- (3) 家庭でも食事療法を行っていること

※ 生活管理指導表の活用

- ① 園において、保護者や嘱託医等との共通理解の下で、食物アレルギーの子ども一人一人の症状等を正しく把握し、子どもの食物アレルギー対応を適切に進めるためには、保護者の依頼を受けて、医師（子どものかかりつけ医）が記入する「生活管理指導表」に基づき適切に対応することが重要である。
- ② 生活管理指導表は、園における子どもの食物アレルギー対応に関して、子どもを中心に据えた、医師と保護者、園における重要な“コミュニケーションツール”となるものであり、園の生活において、食物アレルギーに関する特別な配慮や管理が必要となった子どもに限って作成されるものである。

※ 食物アレルギーに限らず、病気に関する除去等についても、医師の判断による対応以外は原則行わない。

4 対応の決定までの手順及び食物アレルギー対応の流れ

(1) 対応の決定までの手順

① 入所申請時（課栄養士と保護者）※保育幼稚園課経由	
(様式1)食物アレルギーに関する聞き取り調査票	① 入所申請時「児童の状況票」に「食物アレルギーあり」と記載がある場合や、保護者から申出があった児童については、保育幼稚園課栄養士が聞き取りを行い、児童の状況を把握する。 ② 医療機関未受診の場合は、受診勧奨を行う。 ③ 集団保育が困難な可能性があると判断された場合には、医師への病状調査を実施することについて承諾確認を行う。
(様式2)生活管理指導表※ ¹ (様式3)主治医・保護者の皆様へ※ ² ※1：入所申込案内(冊子), 保育幼稚園課ホームページから取得可 ※2：生活管理指導表の記入例	④ 生活管理指導表について説明する。 (受診の結果、食物アレルギーにより園で特別な配慮や管理が求められる児童は、入所が決定したら園との面談の日に医師が記載した生活管理指導表を園に提出が必要であること。)
② 入所決定（医療機関を受診，医師による生活管理指導表の記載）	
(様式2)生活管理指導表 (様式3)主治医・保護者の皆様へ	⑤ 入所決定後，保護者はかかりつけ医に生活管理指導表の記載を依頼する。
③ 入所面談（園と保護者）	
(様式4)保護者と園の面談記録シート ※全アレルギー児 (様式5)緊急時個別対応票 ※全アレルギー児 (様式6)エピペン [®] ・内服薬保管依頼書 ※エピペン [®] ・内服薬を預かるアレルギー児	⑥ 保護者は、かかりつけ医が記載した生活管理指導表を園に提出する。 ⑦ 園は、提出された生活管理指導表を基に、園での生活における配慮や管理（環境や行動、服薬等の管理等）や食事の具体的な対応について、保護者と園長、担任、調理員等と協議して対応を決め、保護者と園の面談記録シートを作成する。 ⑧ 園は、保護者と緊急時の対応について十分に話し合い、緊急時個別対応票を作成する。 ⑨ エピペン [®] ・内服薬を預かる場合には、エピペン [®] ・内服薬保管依頼書を作成する。 ⑩ 在園中、新規に発症した場合も同様に対応する。保護者が生活管理指導表を持っていない場合は配布する。
④ 園における対応の決定	
(様式7)食物アレルギー対応児童名簿	⑪ 食物アレルギー対応児童名簿を作成し、園内職員で共通理解を図る。 ⑫ 園内で定期的に取り組状況について報告等を行う。

園におけるアレルギー対応の決定

保護者と協議のうえ、園が施設の状況（調理室の環境整備、対応する人員数、栄養士や調理員の経験等）に合った対応を決定すること。その際、保護者と話し合った経過を記録に残しておくこと。

(2) 食物アレルギー対応の流れ

① 日々の対応（園と保護者）		※詳細は、「第3部 給食対応に関する実務編」
(参考様式1)給食使用食材アレルギー一覧表 (参考様式2)週間献立表 (参考様式3)園の離乳食使用食材一覧表	① 園は、保護者との連携に必要な書類を作成する。 ② 除去が必要なアレルギーを含む食材の確認は、週間献立表等を用いて、園・保護者で二重チェックを行う。	
(参考様式2)週間献立表 (参考様式4)食物アレルギー対応内容一覧表 ※ 実施献立表・給食日誌を活用してもよい	③ 日々の食物アレルギー対応を園で決定し、内容を記載した書類を作成する。職員に周知し、園内で掲示する。必要に応じて保護者に配布する。	
② 対応の見直し（園と保護者）		
(様式2)生活管理指導表	④ 園は、保護者に1年に1回以上の医療機関への受診を求め、新たに取得した生活管理指導表を提出してもらう。 ⑤ 対応内容に変更が生じた場合は、口頭ではなく、必ず文書を用いて保護者と確認を行う。	
(様式8)食物除去解除申請書	⑥ 医師の診断による除去対応の解除があった場合は、保護者自らが記載のうえ、園に解除申請を行う。 (医師の診断のもと、園で提供する量を家庭で5回以上食べて、症状が発現しないことが条件)	
③ 緊急時		※詳細は、「第2部 緊急時の対応編」
(様式9)緊急時対応経過記録票 (様式10)誤食事故、ヒヤリ・ハット報告書	⑦ 食物アレルギーに関する誤食事故や誤食事故につながる恐れがある事例（ヒヤリ・ハット）が発生した場合には、必要書類を作成し、原因究明を行い、再発防止に取り組む。	

(3) 誤食の防止

園における子どもの誤食は、食事だけでなく、遊びの場面においても発生するので、職員全体で発生要因を認識し、誤食のリスクを減らすことが重要である。

誤食の主な発生要因

- ① 人的エラー（いわゆる配膳ミス（誤配）原材料の見落とし、伝達漏れなど）
- ② ①を誘発する原因として、煩雑で細分化された食物除去の対応
- ③ 園に在籍する子どもが幼少のために自己管理できないこと など

厚生労働省「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（2019年改訂版）」を一部改変

対策

- ア 誤食を防ぐために、調理、配膳、食事の提供までの間に2重、3重のチェック体制をとる。
- イ 食物アレルギー対応が必要な子どもに専用トレーを使用する、通常食とは異なる色の食器を使用するなど、視覚的に分かりやすくして注意喚起をする。
- ウ 安全な生活を送る観点から、単純化された対応（完全除去か解除）を行うことを基本とする。
- エ 食事提供の際には、誤配・誤食が起こらないよう、安全確保に必要な人員を配置し、管理を行うことが必要である。

5 保護者や関係機関との連携

対応にあたっては、日ごろから保護者や関係機関との連絡を密にし、子どもの健康状態を把握し、よりよい対応ができるようにする。保護者や関係機関との情報交換を十分に行い、連携して取り組むようにする。

【対応内容の確認】

- ① 定期的に健康状態や対応内容の確認を行い、経過を明確にして、対応状況について共通認識を持つようにする。
- ② 子どもの成長に伴い食物アレルギーの症状が改善されることもあるため、定期的に受診し、かかりつけ医の指示を受けてもらう等適切に指導する。
- ③ 年に1回以上及び対応内容に変更が生じた場合、生活管理指導表を提出してもらう。
- ④ 園の給食で全て対応することは難しく、除去対応で不足する栄養素などは家庭の食事で補ってもらえるように協力を求める。
- ⑤ 災害発生時には、通常とは異なる環境・体制の下で保育を継続して行うことについても想定する必要がある。食物アレルギーを有している子どもに関する情報の伝達や食物アレルギー対応が必要な子ども用の食材の確保等、自治体の支援の下、園、学校、消防、警察、医療機関、自治会等が連携して行うことが重要である。

6 情報管理

すべての職員が食物アレルギー症状や緊急時の対処方法を理解・認識し、協力体制を整える。

保護者等と協議した際に得た情報や給食対応の変更等の情報については、(様式4)保護者と園の面談記録シートや(様式7)食物アレルギー対応児童名簿に記録し、個人ファイル等を作成して活用するとともに、個人情報の管理に配慮する。

第2部 緊急時の対応編

1 緊急時の備え

緊急時の対応の備えで大事なものは、園職員の当事者意識と、危機管理能力である。日頃から以下の準備を行い、すべての職員がそれぞれの役割を理解できるようにしておく必要がある。

(1) 保護者との連携

① 保護者との面談

入所決定後、保護者との面談を行い、話し合った内容を「(様式4) 保護者と園の面談記録シート」に記録する。在園中は、年に1回(進級時)は保護者と面談を行い、最新の情報を共有し、記録を残す。

② 緊急時個別対応票の作成

保護者との面談時に、緊急時の対応について十分に話し合い、「(様式5) 緊急時個別対応票」を作成し、その内容についても定期的に確認する。

③ 保護者からのエピペン[®]・内服薬の受け渡し

エピペン[®]や内服薬を保護者から預かる場合は、「(様式6) エピペン[®]・内服薬保管依頼書」を用いて、登園時・降園時に確実に受け渡しを行う。

エピペン[®]や内服薬の使用期限を迎える前に、保護者の責任による交換申し出によって、新しいものに交換する。

(2) 園の備え

① 職員の役割

緊急時の対応にあたっては、現場に居合わせる可能性がある各職員の役割をあらかじめ明確にした上で、園全体として組織的に対応できるよう、以下のような準備をしておくことが重要である。

ア それぞれの園に応じた職員の役割分担の明確化

(参照) 資料A 園内での役割分担

イ エピペン[®]の取扱いや、役割分担に基づいた動きについて、園内研修や定期的な訓練の実施

(参照) 資料B エピペン[®]の使用法、資料C 救急車要請(119番通報)のポイント

ウ エピペン[®]や緊急時に必要な書類一式の保管場所の全職員による情報共有

② 研修体制の構築

食物アレルギーに関する知識・技能の向上のため、職員が定期的に研修を受ける機会を設けることが重要である。

(例) 保育幼稚園課主催「アレルギー対応研修」、心肺蘇生法・AED講習、園内研修等

③ 誤食事故、ヒヤリ・ハット事例が起きた場合

食物アレルギーに関する誤食事故や誤食事故につながる恐れがある事例(ヒヤリ・ハット)が発生した場合には、園全体の問題としてとらえ、「(様式10) 誤食事故、ヒヤリ・ハット報告書」を作成し、原因究明を行い、再発防止に取り組む。必ず職員間での情報共有を行うことが重要である。

高知市保育幼稚園課への報告

食物アレルギー等を有する乳幼児への誤配膳によりアレルギー症状が現れた場合には、園は高知市保育幼稚園課へ速やかに報告し(様式9・10)、本課は高知県幼保支援課へ報告する。

平成29年11月28日付29高幼保第356号 高知県幼保支援課通知

2 緊急時対応の流れ




園において、食物アレルギー児に緊急性の高い症状（表1参照）が一つでも見られたら、エピペン®の使用や119番通報による救急車の要請など、速やかな対応をすることが求められる。

また、このような症状が出現したら、できるだけ安静にすること（表2参照）。

表1 緊急性の高い症状

全身の症状	呼吸器の症状	消化器の症状
<input type="checkbox"/> ぐったり <input type="checkbox"/> 意識がもうろう <input type="checkbox"/> 尿や便を漏らす <input type="checkbox"/> 脈が触れにくいまたは不規則 <input type="checkbox"/> 唇や爪が青白い	<input type="checkbox"/> のどや胸が締め付けられる <input type="checkbox"/> 声がかすれる <input type="checkbox"/> 犬が吠えるような咳 <input type="checkbox"/> 息がしにくい <input type="checkbox"/> 持続する強い咳き込み <input type="checkbox"/> ゼーゼーする呼吸	<input type="checkbox"/> 持続する強いおなかの痛み (がまんできない痛み) <input type="checkbox"/> 繰り返し吐き続ける

表2 安静を保つ体位

<p>① ぐったり、意識もうろうの場合</p> 	<p>ぐったりしている、または意識がもうろうとしている場合は、血圧が低下しているおそれがあります。あおむけに寝かせ足を15~30cm高くしましょう。</p> <p>やむを得ず体位を変換するときはできるだけゆっくり行います。移動させる必要がある場合も、頭を高くしないように注意して横抱きに抱えるか、担架で運ぶようにしてください。決して背負ったり、縦抱きに抱えたり、歩かせたり、車いすで移動させたりしないようにしましょう。</p>
<p>② 吐き気や嘔吐がある場合</p> 	<p>嘔吐したものによる窒息を防ぐために体と顔を横に向けましょう。</p>
<p>③ 呼吸が苦しくあおむけになれない場合</p> 	<p>呼吸が苦しいことに加え、ぐったりや意識もうろうの状態である場合は、①の体位を優先させてください。吐き気やぐったりはないが、呼吸が苦しい場合は、呼吸を楽にするために上半身を起こし、後ろに寄りかからせるのもよいでしょう。</p>

独立行政法人環境再生保全機構「ぜん息予防のためのよくわかる食物アレルギー対応ガイドブック」より引用

保育所における「エピペン®」使用について

（厚生労働省「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン(2019年改訂版)」11ページ抜粋）

保育所において、子どもにアナフィラキシー等の重篤な反応が起きた場合には、速やかに医療機関に救急搬送することが基本となります。しかし、保育所において、乳幼児がアナフィラキシーショックに陥り生命が危険な状態にある場合には、居合わせた保育所の職員が、本ガイドラインにおいて示している内容（事前の備えを含む）に即して、「エピペン®」を（自ら注射できない）子ども本人に代わって使用（注射）しても構いません。ただし、「エピペン®」を使用した後は、速やかに救急搬送し、医療機関を受診する必要があります。

なお、こうした形で保育所の職員が「エピペン®」を使用（注射）する行為は、緊急やむを得ない措置として行われるものであり、医師法第17条（※）違反とはなりません。

（※医師法第17条医師でなければ、医業をなしてはならない。）

緊急時の対応については、次ページに示す「緊急時フローチャート」や資料A~Cを基に行い、対応した経過を「(様式9) 緊急時対応経過記録表」に記録する。

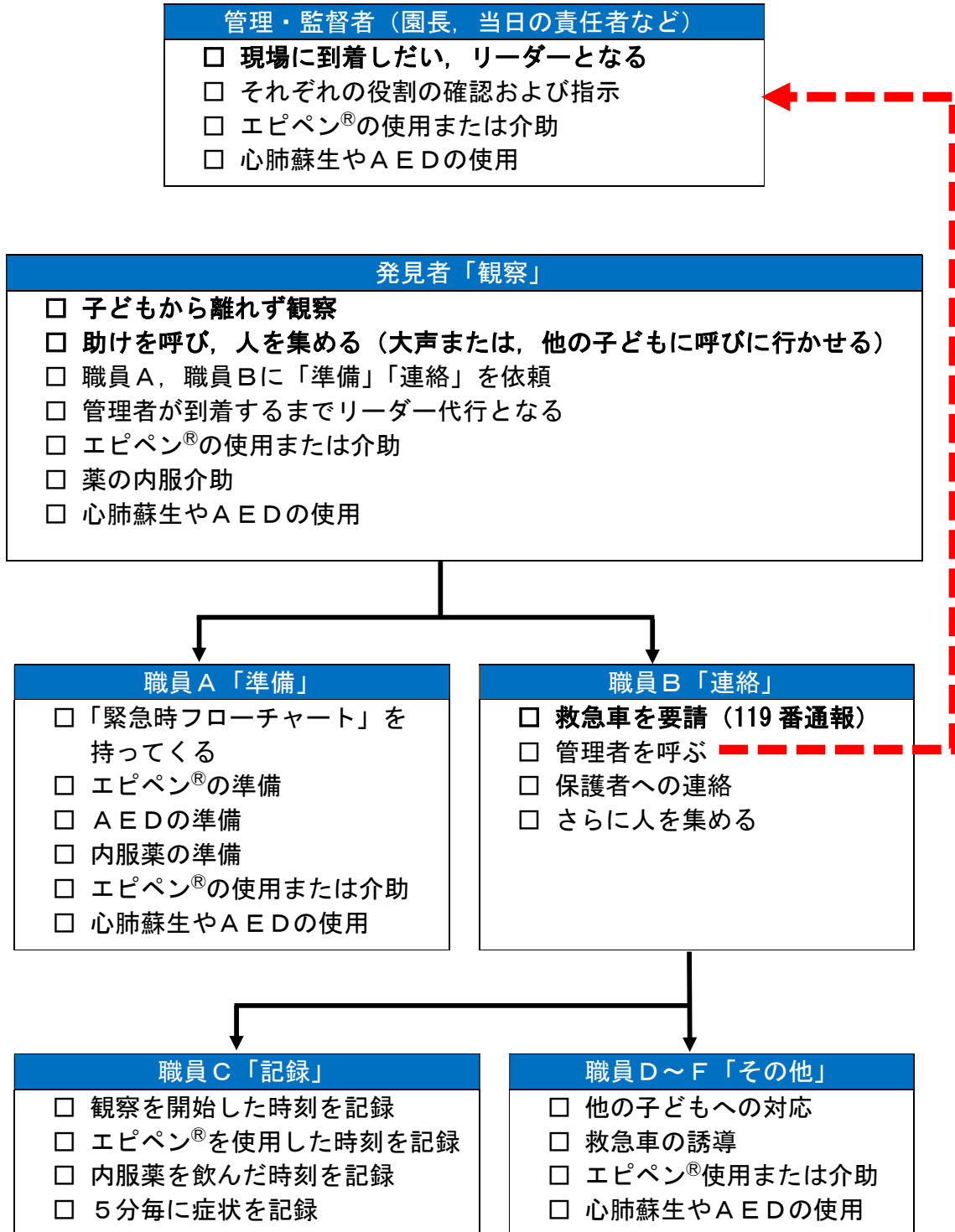
緊急時フローチャート

(1) 初期対応			
発見者が行うこと ① 子どもから目を離さない、一人にしない ② 助けを呼び、人を集める ③ エピペン [®] と内服薬を持ってくるよう指示する	処置 原因食物が皮膚につく⇒洗い流す 原因食物を口に入れる⇒口から出す、吐かせる、口をすすぐ 眼症状（かゆみ・充血・むくみ）⇒洗眼する		
(2) 応援体制の確保 ⇒資料A「園内での役割分担」			
(3) 症状レベルに応じた対応			
●アレルギー症状があったら、5分以内に判断する。 ●迷ったらエピペン [®] を使用する。ただちに119番通報する。 ●症状は急激に変化する可能性がある。 ●少なくとも5分毎に症状を注意深く観察する。			
症状のチェックは緊急性が高い、左の欄から行う			
全身	<input type="checkbox"/> ぐったり <input type="checkbox"/> 意識がもうろう <input type="checkbox"/> 尿や便を漏らす <input type="checkbox"/> 脈が触れにくいまたは不規則 <input type="checkbox"/> 唇や爪が青白い		
呼吸器	<input type="checkbox"/> のどや胸が締め付けられる <input type="checkbox"/> 声がかすれる <input type="checkbox"/> 犬が吠えるような咳 <input type="checkbox"/> 息がしにくい <input type="checkbox"/> 持続する強い咳き込み <input type="checkbox"/> ゼーゼーする呼吸	<input type="checkbox"/> 数回の軽い咳	
消化器	<input type="checkbox"/> 持続する強いお腹の痛み （がまんできない痛み） <input type="checkbox"/> 繰り返し吐き続ける	<input type="checkbox"/> 中等度のお腹の痛み <input type="checkbox"/> 1～2回の嘔吐 <input type="checkbox"/> 1～2回の下痢	<input type="checkbox"/> 軽いお腹の痛み （がまんできる痛み） <input type="checkbox"/> 吐き気
目・鼻 口・顔	<div style="background-color: red; color: white; padding: 20px; border: 2px solid black; text-align: center;"> 上記の症状が 1つでもあてはまる場合 <h2 style="margin: 0;">緊急</h2> </div>	<input type="checkbox"/> 顔全体の腫れ <input type="checkbox"/> まぶたの腫れ	<input type="checkbox"/> 目のかゆみ、充血 <input type="checkbox"/> 口の中の違和感 <input type="checkbox"/> くしゃみ、鼻水、鼻づまり
皮膚		<input type="checkbox"/> 強いかゆみ <input type="checkbox"/> 全身に広がるじんま疹 <input type="checkbox"/> 全身が真っ赤	<input type="checkbox"/> 軽度のかゆみ <input type="checkbox"/> 数個のじんま疹 <input type="checkbox"/> 部分的な赤み
	<div style="background-color: yellow; color: black; padding: 20px; border: 2px solid black; text-align: center;"> 1つでもあてはまる場合 <h2 style="margin: 0;">受診</h2> </div>	<div style="background-color: #d9e1f2; color: black; padding: 20px; border: 2px solid black; text-align: center;"> 1つでもあてはまる場合 <h2 style="margin: 0;">経過観察</h2> </div>	
	ただちに救急車で医療機関へ搬送 ① ただちにエピペン [®] を使用 ⇒資料B「エピペン [®] の使用方法」 ② 救急車を要請（119番） ⇒資料C「救急車要請（119番通報）のポイント」 ③ その場で安静を保つ （立たせたり、歩かせたりしない） ⇒P8表2「安静を保つ体位」 ④ その場で救急隊を待つ ⑤ 可能なら内服薬を飲ませる	速やかに医療機関を受診 ① 内服薬を飲ませ、エピペン [®] を準備 ② 速やかに医療機関を受診（救急車の要請も考慮） ③ 急速な症状悪化の場合 ⇒「緊急」の対応	安静にし注意深く経過観察 ① 内服薬を飲ませる ② 急速な症状悪化の場合 ⇒「受診」「緊急」の対応 ③ 少なくとも1時間は、5分毎に症状の変化を観察し、症状の改善がみられない場合は医療機関を受診

A

園内での役割分担

各々の役割分担を確認し、事前にシミュレーションを行う



出典：東京都「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」を一部改変

● エピペン[®]の使い方

いざという時に正しくエピペン[®]を使用するためには、日頃からの練習が不可欠です。

**トレーナーではなく
本物であることを確認する**

<本物> <トレーナー>



ラベル、ニードルカバーの違いを確認しましょう

◆それぞれの動作を声に出し、確認しながら行う

① ケースから取り出す



ケースのカバーキャップを開け
エピペン[®]を取り出す

② しっかり握る



オレンジ色のニードルカバーを
下に向け、利き手で持つ
「グー」で握る！

③ 安全キャップを外す



青い安全キャップを外す
利き手でない方の手で
安全キャップを外す

④ 太ももに注射する



太ももの外側に、エピペン[®]の先端(オレンジ色の部分)を軽くあて、「カチッ」と音がするまで強く押しあてそのまま5つ数える
注射した後すぐに抜かない！
押しつけたまま5つ数える！

⑤ 確認する



使用前 使用後
エピペン[®]を太ももから離しオレンジ色のニードルカバーが伸びているか確認する
伸びていない場合は「④に戻る」

⑥ マッサージする



打った部位を10秒間、
マッサージする

図のように、足の付け根と膝の両方の関節を押さえることで、しっかり固定できるだけでなく、押さえている手を目印に正しい部位に投与することができる。

介助者がいる場合



介助者は、子どもの太ももの付け根と膝をしっかり押さえ、動かないように固定する

注射する部位

- ・衣類の上から、打つことができる
- ・太ももの外側の筋肉に注射する(真ん中(A)よりも外側で、かつ太ももの付け根と膝の間の部分)

あおむけの場合



座位の場合



※利き手で「グー」で握ったら持ち替えない!!

投与部位になにもないことを確認する

投与部位に重なってしまうポケットの中を確認しましょう

投与する前には、必ず子どもに声をかける

エピペン[®]は振り下ろさない

振り下ろしている瞬間に子どもが動いてしまい正しく打てないおそれがあるので、軽く押しあてた状態から、押しつけましょう

投与した薬剤が速やかに吸収され速く効果が現れるようにするために、投与部位をもみます。

※独立行政法人環境再生保全機構「ぜんそく予防のためのよくわかる食物アレルギー対応ガイドブック」(2017年10月)より引用

厚生労働省「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン(2019年改訂版)」

※ エピペン[®]は、最初から最後まで、「利き手(打つ方の手)でグー」握りが重要です。

起こりやすいミス：安全キャップを外した後、上下逆さに持ち替えてしまう

例えば右利きの人は、安全キャップを右手で取ろうとするため、エピペン[®]を左手で持つ。安全キャップを右手で外した後、今度は打つためにエピペン[®]本体を右手に持ち替える。この時に、上下逆さに持ち替えてしまう。

C 救急車要請（119番通報）のポイント

あわてず、ゆっくり、正確に情報を伝える



① 救急であることを伝える

「救急です」
「食物アレルギーによるアナフィラキシー患者の搬送依頼です」

② 救急車に来てほしい住所を伝える

「〇〇町〇丁目〇番〇号〇〇園です」

住所、施設名をあらかじめ記載しておく

③ 「いつ、だれが、どうして、現在どんな状態なのか」をわかる範囲で伝える

「5歳の園児が給食を食べた後、呼吸が苦しいと言っています。」

※エピペン®の処方やエピペン®の使用の有無を伝える

④ 通報している人の氏名と連絡先を伝える

「私の名前は〇〇です。
電話番号は・・・です。」

※119番通報後も、連絡可能な電話番号を伝える

- ◆向かっている救急隊から、その後の状態確認等のため電話がかかってくることもある
 - ・通報時に伝えた連絡先の電話は、常につながるようにしておく
 - ・その際、救急隊が到着するまでの応急手当の方法などを必要に応じて聞く

- ◆以下のものを持参し、事情が分かる職員が救急車に同乗する

- ・(様式5)緊急時個別対応票
- ・(様式9)緊急時対応経過記録表
- ・エピペン®(使用の有無に関わらず)
- ・園児の保険証の写し

※使用したエピペン®は、医療機関や救急隊員に渡し、接種の確認をしてもらう

- ◆救急車を要請した場合は、高知市役所保育幼稚園課へ報告する

第3部 給食対応に関する実務編

1 事前準備

(1) 書類の作成

下表を参考に、保護者との連携のもと必要書類を作成し、全職員で情報共有を行う。

書類	内容	使用例
㊸食物アレルギー対応児童名簿（様式7） ⇒P27	食物アレルギー対応が必要な全児童の名簿	・調理室, 保育室, 職員室に掲示
㊹給食使用食材アレルゲン一覧表（参考様式1） ⇒P31	自園で使用する食材（主に調味料・加工品）のアレルゲン一覧表	・調理室, 保育室, 職員室に掲示 ・アレルギー児の保護者に配布
㊺対応内容に関する書類 例1：週間献立表（参考様式2）⇒P32, 33 例2：実施献立表・給食日誌 ⇒P33 例3：食物アレルギー対応内容一覧表（参考様式4）⇒P35	決定した食物アレルギー対応をまとめて記載したもの	・調理室, 保育室, 配膳コーナー, リフト付近, 職員室に掲示 ・必要に応じて, アレルギー児の保護者に配布

(2) 食札, 専用トレイ, 専用食器等の準備

視覚的に区別できるように, 食札, 専用トレイ, 専用食器（皿・コップ等）を準備する。食札には, クラス名・名前・アレルゲン等を明記する。

食札, 専用トレイ

→ 毎食使用

専用食器

→ 除去または代替対応があるときのみ使用

（除去または代替対応のない時は通常食器使用）

専用トレイ
使用



（食札例）
（クラス名） さくら組
（名前） ●● ●●
（食物アレルギー対応）
卵完全除去

専用食器使用

※通常食器とは違う色にする

(3) アレルギー児用出席人数記入ボードの準備

アレルギー児の出欠については, アレルギー児用の出席人数記入ボード等を使用する。給食担当者と保育士等は, あらかじめ出席人数記入ボードの記入方法を決めておく。

（工夫例）

- 出席人数記入ボード用に, アレルギー児用のマグネットや名札を準備すると, 視覚的に分かりやすく, 作業も効率的である。（異物混入の原因とならないよう, あえて大きいサイズにしたり目立つ色にする等の工夫が必要。）
- 出席人数記入ボード使用の他, クラスごとに出欠表を調理室に提出する方法や, 全クラス分をまとめた出欠表を提出する方法もある。
- 配膳に使用する食札を出欠確認として使用する方法もある。（食札は, 衛生的に保つよう配慮する。）

(4) 食物アレルギー対応内容の決定の流れ（例）

食物アレルギー対応決定においては、保護者とのやりとりは必ず書類を用いて行う。また、留意すべき事項をふまえ、対応を決定する必要がある。

園	書類	アレルギー児の保護者
① 園は、あらかじめアレルギー対応に記載した週間献立表を保護者に渡し、内容のチェックをお願いする（園と保護者による二重チェック）	週間献立表 ① → ② ← ②	② 保護者は、チェックした週間献立表を園に提出する。
③ 園で食物アレルギー対応を決定し、内容を記載した書類を作成する。園職員に周知し、園内で掲示する。必要に応じて、アレルギー児の保護者に配布する。	対応内容に関する書類 P13 1(1)◎ ③▶	

ア 食物アレルギー対応を決定する際の留意事項

- ・給食は完全除去対応（提供するか、しないかの二択）で実施する。
- ・アレルギー対応食は、通常食と全く別献立で作るよりも、通常食の調理過程で流用できる献立で作ったほうが作業効率が良い。
- ・調理作業でアレルギー対応食にアレルゲンが混入することを防ぐため、作業動線や作業工程について考慮して対応を決定する。
- ・生活管理指導表「保育所での生活管理上の留意点 C. 除去食品においてより厳しい除去が必要なもの」に記載がある場合は、当該食品が含まれる料理については弁当対応も検討する。
- ・離乳食は、『授乳・離乳の支援ガイド』（厚生労働省）を参考に、園で“初めて食べる”食物を基本的に避けるよう、保護者と連携する。その際、「参考様式3）園の離乳食使用食材一覧表」を活用する。

イ アレルギー対応食（除去食・代替食）・弁当対応の考え方

- ・アレルギー対応食は事故防止のため単純化することが必要である。アレルギー対応食は複数の対応にせず、1種類の対応になるように考慮する。
- ・アレルギー対応食は、通常食と形や見た目が明らかに違うものにすることが望ましい。見た目が似てしまう場合は、より注意して取り扱うことが必要である。
- ・在園児の食物アレルギーの状況により、除去・代替対応の困難な園児に弁当対応を行うことも検討する。

望ましくない例

※ 一つの料理に複数種類の対応を行うことは調理や配膳の手間が多く煩雑になり、ミスが起こりやすい。

通常食

誤食事故が起
りやすい！

アレルギー
対応食 1

卵アレルギー児用

アレルギー
対応食 2

乳アレルギー児用

アレルギー
対応食 3

小麦アレルギー児用

2 誤配・誤食を防ぐためのチェック体制

誤食事故は給食やおやつを提供時に発生することが多い。事故を防ぐためには調理、配膳、提供までの間に2重・3重で確認していく必要がある。

以下に、アレルギー対応食を提供する際の確認事項と対応例を示す。各園で食数の規模やアレルギー児の人数などが異なるため、それぞれの状況に合わせた対応を行っていく。

	いつ	誰が	何を
①	(前日までに) 調理作業前	給食担当者全員	対応内容に関する書類 (P13 1(1)㉔) をもとに、アレルギー対応食について確認し、情報を共有する。 対応に変更が生じる場合は、関係職員で共有し保護者に連絡を行う。変更に伴い、対応内容に関する書類や関係する書類の訂正を行う。
②	(当日) 作業開始前	給食担当者全員 ※複数人でチェックできる人員体制が望ましい。	対応内容に関する書類を用いて、アレルギー対応食について調理手順を確認する。
③	出欠確認の時	給食担当者と保育士等	アレルギー児の出欠を、口頭及び出席人数記入ボードで確認する。 出欠の変更があった場合は、速やかに給食担当者に伝える。
④	当日のアレルギー対応児の確認	給食担当者と保育士等	アレルギー児のクラス・氏名・除去内容を声出し確認する。 保育士等 「〇〇組 〇〇さん 〇〇除去の〇〇(料理名)をお願いします。」 給食担当者「はい。〇〇組 〇〇さん 〇〇除去の〇〇(料理名)です。」
⑤	持参弁当の確認	保育士等と保護者 保育士等と給食担当者	家庭から弁当を持参してもらう場合、保育士等は保護者と朝の受け入れ時に、弁当の内容を確認する。 弁当を受け取った保育士等は、給食担当者とともに、該当児のクラス・氏名・弁当の内容を確認し、あらかじめ決めた場所に衛生的に保管する。
⑥	調理作業中	給食担当者同士	アレルギー対応食を確実に調理していることを、その都度声出し確認する。 ※手順㉗「調理手順の確認」
⑦	受け渡しの時	給食担当者と保育士等	アレルギー児のクラス・氏名・除去内容を声出し確認する。 ※手順㉘「受け渡しの際の確認」
⑧	保育室での配膳の時	保育士等同士	アレルギー児に確実に配膳し、食事中的見守りを行う。 ※手順㉙「保育室での配膳・食事」
⑨	食事中	保育士等同士	

手順ア 「調理手順の確認」

① 途中まで通常食と一緒に作り、アレルギーとなる食材を入れる前に取り分ける場合

② 調理開始から全て通常食とは別に作る場合

① アレルギー対応食について、給食担当者全員で調理手順を確認する。

② アレルギー対応食の担当者を決定し、調理器具や調理する場所についても確認する。

③ 使用する食材を確認する。加工食品等は、使用する前に商品の原材料表示を再確認する。

④ 専用トレー・専用食器・食札等を用意し、セットする。

⑤ 通常食の担当者は、調理を開始する。取り分け前までの調理が終わったら、アレルギーとなる食材を入れる前に、
「〇〇（料理名）の〇〇（アレルギー食材）を入れる前までの調理が終わりました。アレルギー対応食用に取り分けをお願いします。」
とアレルギー対応食の担当者に声を出して伝える。通常食とアレルギー対応食を作る担当者が同じ場合は、他の給食担当者にアレルギーとなる食材が入っていないことを確認してもらう。

⑤ アレルギー対応食担当者は、献立表や食物アレルギー対応内容一覧表等を確認しながら調理を開始する。

⑥ アレルギー対応食の担当者は、アレルギーとなる食材が入っていないことを再確認し、対応食用に取り分けて、味付けを行い、完成させる。混入を防ぐために、基本的にアレルギー対応食を先に仕上げる。

⑦ ④で準備した専用トレー・専用食器・食札等のセットを確認する。
（④の業務を行った担当者と別の職員が確認することが望ましい。）





⑧ アレルギー対応食の調理が終わったら、専用食器に盛り付け、ラップをして、食札と一緒に専用トレーにのせる。その時、他の給食担当者にも、
「〇〇組 〇〇さん 〇〇除去の〇〇（料理名）調理終わりました。チェックをお願いします。」
と声をかけてチェックを受ける。

⑨ 全ての献立と食札がセットされた専用トレーにラップをかけ、
「〇〇除去の〇〇さん、配膳セットできたので、トレーを配膳棚に置きます。」
と声を出しながら配膳棚に置く。

⑩ アレルギー対応食の配膳が終わったら、通常食の盛り付け・配膳を行う。

⑪ 保育士等が給食を取りに調理室に来たら、配膳棚に置かれたアレルギー対応食が専用トレーに食札とともにセットされていることと、食札の内容をアレルギー対応食担当者がチェックし、保育士等と手順④「受け渡しの時の確認」のとおり、質問と回答のやりとりで確認のうえ、保育士等に渡す（引き継ぐ）。リフト等で運ぶ場合は、インターホンや内線電話で確認する。

手順① 「受け渡しの時の確認」

アレルギー対応食の確認	アレルギー対応が不要な献立の確認
 <p>〇〇組 〇〇さん 〇〇除去の 〇〇（料理名）になっていますか？</p> <p>保育士等</p>  <p>〇〇組 〇〇さん 〇〇除去の 〇〇（料理名）になっています。</p> <p>調理担当者</p>	 <p>〇〇組 〇〇さん 〇〇（料理名）は 通常食と同じもので大丈夫ですか？</p> <p>保育士等</p>  <p>〇〇組 〇〇さん 〇〇（料理名） は通常食と同じもので大丈夫です。</p> <p>調理担当者</p>

手順② 「保育室での配膳・食事」

配膳前	<p>① 保育士等は、食事時間になったら、アレルギー児があらかじめ決めておいた席に座っていることを確認する。席を決める時は、アレルギー児が孤立しないよう、子どもの精神面に配慮すること。</p> <p>② 保育室で、献立表や食物アレルギー対応内容一覧表等を見て、アレルギー対応を声に出して確認し、調理室に食事を取りに行く。</p>
食事の受け取り	<p>手順① 「受け渡しの時の確認」 のとおり</p>
保育室での配膳	<p>① 保育士等は、配膳時・喫食時に、他児の食事（配膳ワゴン上、机上等）をアレルギー児が食べないように、隣に座る、他児との間に座るなどして、目を配る。やむを得ず離れる時は、他の保育士等に声をかける。</p> <p>② アレルギー対応食を先に配膳する。 「〇〇さん、〇〇除去の〇〇（料理名）です。」 と声を出して、食札の名前と顔を確認して、専用トレーに食事をのせた状態で提供する。</p>
アレルギー児の担当とならない保育士等	<p>① アレルギー児の担当とならない保育士等も、クラス内のアレルギー児の献立を把握し、配膳時・喫食時は、専用トレーを使用している子どもがアレルギー児であることを常に念頭に置き、誤配食のないよう配慮する。 台布巾や落ちている食べ物、食べ物を触った手などにも注意する。</p> <p>② 実習生や応援職員（臨時に手伝う職員）には配膳させないようにする。</p>

3 園で取り決めておくべきこと

下記については、園内で統一した取り決めをしておくことが必要である。

(1) おかわりについて


アレルギー児のおかわりについては、あらかじめ取り決めしておく。

(例) 原則、はじめに提供した分のみとし、おかわりの提供をしないこととする。
(不足がないよう、十分な量の盛り付けとしておく。)

(2) 調乳・授乳について

乳アレルギーの乳児が複数いる場合、生活管理指導表にて医師の指定する「アレルギー用調製粉乳（以下「アレルギー用ミルク」という。）が複数種類の取り扱いになることがある。誤食のリスク低減のため、通常児用の育児用ミルクは1種類とすることが望ましいので、事前に乳児の保護者に自園で使用する育児用ミルクを知らせておく。

(対応例)

物品の準備	
① アレルギー用ミルク缶はビニールテープや名札などで目印をつける。哺乳瓶は種類やデザインを変えるなど、他児のものと視覚的に区別がしやすいようにする。	
調乳時	
② 調乳時は、アレルギー用ミルクを調乳することを声に出して伝え合う。アレルギー用ミルク缶と哺乳瓶を専用トレイ等にセットでのせて、他児のものと区別する。複数調乳する場合は、アレルギー児の調乳を先に行う。冷ますときも、他児のミルクと間違えないように区別しておく。	
保育室での配膳	
③ 授乳を担当する保育士等は、哺乳瓶につけた名札と該当児の顔を確認し、該当児の氏名、ミルク名について、声を出して複数で確認し、授乳する。	





(3) 延長保育について

全職員にアレルギー児入所状況を周知する際、延長保育利用の有無についても確認する。利用がある場合は、園・保護者の打ち合わせ時に延長おやつ献立についても確認する。

毎日のミーティングでアレルギー対応の延長おやつについても全職員に周知する。

4 本市保育所給食参考献立で不使用とする食品について

下表の食品を、食品アレルギー対応の観点から本市保育所給食参考献立では不使用と取り扱う。

食品名	主なアレルゲン	不使用の理由	対応
マヨネーズ 	卵	市販品は、使用する卵の加熱殺菌が卵の凝固する程度の温度であり、卵のアレルゲン性が生卵と同等程度と考えられるため。	卵不使用のマヨネーズタイプ調味料を使用する。 ※令和5年4月献立から対応予定
アイスクリン 	卵	市販品のほとんどで生卵を使用しており、卵のアレルゲン性が高いと考えられるため。	アイスクリン以外の氷菓類を使用する。
そば、そば粉 	そば	そばは重症度が高いとされるアレルゲンであり、そばやそば粉を不使用とすることで、アレルギー対応を単純化できるため。	製麺メーカーがうどんや中華麺と同じ製造ラインでそばを製造している場合があるため、留意する。
ピーナッツ、 ピーナッツ使用の菓子等 	落花生	落花生は重症度が高いとされるアレルゲンであり、ピーナッツやピーナッツ使用の菓子等を不使用とすることで、アレルギー対応を単純化できるため。	加工食品に落花生が含まれていないか留意する。

※ その他、誤嚥・窒息リスクから不使用の食材については、本課から令和3年1月25日付2保幼第1748号文書で通知を行っている。

※ 誤嚥・窒息等の情報については、内閣府・消費者庁・文部科学省・厚生労働省の令和3年1月20日付事務連絡（注意喚起資料）等を参考とすること。

5 給食以外での留意点（食物・食材を扱う活動）

まれではあるが、ごく少量の原因物質に触れるだけでもアレルギー症状を起こす子どもがいる。このような子どもは、原因物質を“食べる”だけでなく、“吸い込む”ことや“触れる”ことも発症の原因となるため、個々の子どもに応じた配慮が必要である。具体的には、生活管理指導表によるかかりつけ医の指示を参考に、保護者と十分な協議をして対応する必要がある。

(1) 小麦を使った遊び

小麦アレルギー児は小麦粘土に触ることにより、アレルギー症状が出る場合がある。小麦が含まれていない粘土を使用すること。

(2) 調理体験（クッキング保育等）

アレルギー児に配慮した内容となっているかの確認が必要である。

(3) 豆まき

節分などの豆まきは、大豆やピーナッツが使用されることがあり、大豆アレルギー・ナッツアレルギーの子どもがいる場合、配慮した行事内容とすることが必要である。

また、煎り大豆や、ピーナッツは5歳までの乳幼児は誤嚥性気管支炎のリスクがあるため、食べさせない配慮が必要である。

(4) 園外活動やその他のイベント

非日常的なイベント時には、職員がイベントの準備や手順に追われ、つい食物アレルギーに関する手順が抜かたり、忘れてたり間違えたりして事故が起こる例が多く、十分な注意が必要である。

園職員以外のボランティアや食品業者がイベントに関わる場合は、管理が行き届かないことがないように、食品表示をしっかりと行う・確認するなどのルール作りも必要である。

また、園で栽培した野菜等を食べる場合にも、十分な注意が必要である。

調理に関係する保育活動を行う際には、給食のアレルギー対応への影響が最小限となるよう、計画作成時から必ず給食担当者との話し合いを行うこと。

6 食物アレルギー以外の除去対応について

給食では、食物アレルギー対応以外にも、病気・障がいや宗教に関する対応等を求められることがある。その場合は、保護者に「(参考様式5)食物アレルギー以外の除去対応申請書」の提出を求め、食物アレルギー対応に準じて園で対応を決定する。

病気・障がいに関する除去対応の申請時には、受診医療機関名を記載してもらい、医師の診断によるものかを必ず確認する。

対象となる例

- ・乳糖不耐症
- ・その他の病気または障がい
- ・宗教（医療機関名の記載は不要）

第4部 様式集

(様式1) 食物アレルギーに関する聞き取り調査票	21
(様式2) 生活管理指導表	22
(様式3) 主治医・保護者の皆様へ ※生活管理指導表の記入例	23
(様式4) 保護者と園の面談記録シート	24
(様式5) 緊急時個別対応票	25
(様式6) エピペン [®] ・内服薬 保管依頼書	26
(様式7) 食物アレルギー対応児童名簿	27
(様式8) 食物除去解除申請書	28
(様式9) 緊急時対応経過記録票	29
(様式10) 誤食事故、ヒヤリ・ハット報告書	30
(参考様式1) 給食使用食材アレルギー一覧表	31
(参考様式2) 週間献立表	32
※ 決定した食物アレルギー対応内容の記入例 週間献立表 実施献立表・給食日誌	33
(参考様式3) 園の離乳食使用食材一覧表	34
(参考様式4) 食物アレルギー対応内容一覧表	35
(参考様式5) 食物アレルギー以外の除去対応申請書	36

※ 各様式は、高知市保育幼稚園課のホームページからダウンロードが可能です。

食物アレルギーに関する聞き取り調査票

ふりがな
児童名 () 生年月日 年 月 日生 (歳)

1 原因食品 鶏卵 牛乳・乳製品 小麦 大豆 その他 ()

① 初めて症状が出た時の状況 (例：いつ何をどれくらい)

② 原因食品を食べた時の症状

皮膚症状	粘膜症状	消化器症状	呼吸器症状	全身症状
・かゆみ ・赤み ・湿疹 ・じんましん	・口唇, 目, 顔の腫れ ・口やのどの違和感	・腹痛 ・下痢 ・嘔吐	・鼻閉 ・鼻汁 ・くしゃみ ・咳 ・喘鳴 ・呼吸困難	・血圧低下 ・意識状態の悪化

③ 食べたことがない場合 (アレルギーと思われる理由:)

2 アナフィラキシーショックの既往について なし あり (年 月頃)

3 医師の診断について 受けている 受けていない

① かかりつけの医療機関名 (主治医:)

② 食物アレルギー検査を受けたことがありますか。

ある 血液検査 食物負荷試験 その他 () ない

③ ②の検査結果について 異常なし 異常あり

原因食品・・・鶏卵 牛乳・乳製品 小麦 大豆 その他 ()

④ 医師の最終診断はいつですか。(年 月頃)

⑤ 薬を処方されていますか。 いいえ はい (治療用, 緊急時用:)

4 医師の指示内容について

① 食事の対応について

原因食品	医師の指示	家庭での対応
卵	<input type="checkbox"/> 完全除去 <input type="checkbox"/> マヨネーズ除去 <input type="checkbox"/> 生卵, 加熱不十分なもの*の除去 (※アイスクリン, カスタードクリーム等)	
牛乳・乳製品	<input type="checkbox"/> 完全除去 <input type="checkbox"/> アレルギー用調製粉乳を使用 (商品名:)	
小麦	<input type="checkbox"/> 完全除去 <input type="checkbox"/> 調味料等の除去まで必要 (酢・醤油・麦茶・料理酒等)	
大豆	<input type="checkbox"/> 完全除去 <input type="checkbox"/> 調味料等の除去まで必要 (大豆油・醤油・味噌等)	
その他 ()	<input type="checkbox"/> 完全除去 <input type="checkbox"/> ()	

② 保育生活での必要な配慮について

アレルゲンとの接触 食事中的他児との接触 その他 ()

5 入園決定後, 園への提出書類について (生活管理指導表) 協力依頼済み

6 園が対応困難な場合の弁当持参の協力について 協力依頼済み

7 聞き取り時の提出書類 承諾書 生活管理指導表 その他 ()

聞き取り日: 年 月 日 聞き取り者: _____

保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表 (食物アレルギー・アナフィラキシー)

提出日 年 月 日

名前 男・女 年 月 日生 (歳 ヶ月) 保育所名 組

※この生活管理指導表は、保育所の生活において特別な配慮や管理が必要となった子どもに限って、医師が作成するものです。

<p>★保護者 電話: _____</p> <p>★連絡医療機関 医療機関名: _____ 電話: _____</p>		(様式2)	
<p>緊急連絡先</p>		<p>記載日 年 月 日</p>	
<p>保育所での生活上の留意点</p>			
<p>A. 食物アレルギー-病型</p> <p>1. 食物アレルギーの関与する乳児アトピー性皮膚炎</p> <p>2. 即時型</p> <p>3. その他 (新生児・乳児消化管アレルギー・口腔アレルギー-症候群・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・その他)</p>		<p>A. 給食・離乳食</p> <p>1. 管理不要</p> <p>2. 管理必要(管理内容については、病型・治療のC.欄及び下記C. E欄を参照)</p>	
<p>B. アナフィラキシー-病型</p> <p>1. 食物 (原因: _____)</p> <p>2. その他 (医薬品・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・ラテックスアレルギー・昆虫・動物のフケや毛)</p>		<p>B. アレルギー-用調整粉乳</p> <p>1. 不要</p> <p>2. 必要 下記該当ミルクに○、又は()内に記入 ミルフィーHP・ニューMA-1・MA-mi・ベグディエント・エレメンタルフォーミュラ その他()</p>	
<p>C. 原因食品・除去根拠</p> <p>該当する食品の番号に○をし、かつ()内に除去根拠を記載</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>[除去根拠]</p> <p>該当するもの全てを《 》内に番号を記載</p> <p>① 明らか症状の既往</p> <p>② 食物負荷試験陽性</p> <p>③ IgE抗体等検査結果陽性</p> <p>④ 未摂取</p> </div> <p>1. 鶏卵 《 》</p> <p>2. 牛乳・乳製品 《 》</p> <p>3. 小麦 《 》</p> <p>4. ソバ 《 》</p> <p>5. ピーナッツ 《 》</p> <p>6. 大豆 《 》</p> <p>7. ゴマ 《 》</p> <p>8. ナッツ類* 《 》(すべて・クルミ・カシューナッツ・アーモンド・)</p> <p>9. 甲殻類* 《 》(すべて・エビ・カニ・)</p> <p>10. 軟体類・貝類* 《 》(すべて・イカ・タコ・ホタテ・アサリ・)</p> <p>11. 魚卵* 《 》(すべて・イクラ・タラコ・)</p> <p>12. 魚類* 《 》(すべて・サバ・サケ・)</p> <p>13. 肉類* 《 》(鶏肉・牛肉・豚肉・)</p> <p>14. 果物類* 《 》(キウイ・バナナ・)</p> <p>15. その他 ()</p>		<p>C. 除去食品においてより厳しい除去が必要なもの</p> <p>必要事項 (その他に特別な配慮や管理が必要な事項がある場合には、医師が保護者と相談のうえ記載。対応内容は保育所が保護者と相談のうえ決定)</p> <p>E. 特記事項</p> <p>()</p>	
<p>D. 緊急時に備えた処方薬</p> <p>1. 内服薬 (抗ヒスタミン薬、ステロイド薬)</p> <p>2. アドレナリン自己注射薬「エピペン®」</p> <p>3. その他()</p>		<p>D. 食物・食材を扱う活動</p> <p>1. 管理不要</p> <p>2. 原因食材を教材とする活動の制限 ()</p> <p>3. 調理活動時の制限 ()</p> <p>4. その他()</p>	

● 保育所における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を保育所の職員及び消防機関・医療機関等と共有することに同意しますか。

- ・ 同意する
- ・ 同意しない

保護者氏名

主治医・保護者の皆様へ

教育・保育施設等（以下「園」という。）における食物アレルギーへの対応につきましては、成長が著しい乳幼児期の心身の健全な発育・発達の観点から、不必要な食物除去がなされないことがないよう、医師の診断及び指示に基づく対応を、保護者の皆様のご協力のもとで行って行くこととしています。

お子さんのアレルギーに関する状況を正しく把握するため、入所決定後に医療機関を受診し、「生活管理指導表」を園へ提出していただきますようお願いいたします。

生活管理指導表の記載について（お願い）

保護者の方へ（左記①～③）

- ① 園に提出される日、お子さんの名前・性別・生年月日・園名・クラス名等をご記入ください。
- ② 緊急連絡先として、保護者と医療機関（園の最寄りの救急医療機関等）の連絡先をご記入ください。
- ③ 日常のアレルギー対応や緊急時の対応において、本表に記載された情報を、職員や関係機関と共有する必要があります。そのことについて（同意する・同意しない）に○をつけ、どちらの場合も保護者の署名をお願いします。

主治医の方へ（上記④～⑦）

園における給食対応の基本は「完全除去」です。
生活管理指導表を基に、園と保護者が協議をしたうえで、園における対応を決定します。

④ 疾患の有無	(あり・なし)に○をつけてください。	
⑤ 病歴・治療 A, B, C, D	C. 原因食品・除去根拠 該当する食品の番号に○をし、かつ《 》内に除去根拠の番号をご記入ください。	⇒ガイドライン※ 解説 P27～37
⑥ 保育所での生活上の留意点 A, B, C, D, E	C. 除去食品において、より厳しい除去が必要なもの 調味料や油脂などに極少量含まれているだけの場合、それらが給食で利用できるか否かは、調理上における対応の決定に大きく関係し、本欄に○がついた場合、該当する食品を使用した料理については、給食対応が困難となる場合があります。より厳しい除去が必要な場合のみ○をつけてください。 D. 食物・食材を扱う活動 ここでの活動とは、小麦粉粘土を使った遊び、調理体験、豆まき等です。極少量の原因物質に触れるだけでもアレルギー症状を起こすお子さんの場合等にご記入ください。 E. 特記事項 卵アレルギーの場合、十分加熱した卵（卵焼き、親子丼、かきたま汁等）の摂取の可否について、記載をお願いします。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">【例】・加熱した卵の摂取可能 ・マヨネーズの摂取不可 ・アイスクリン、アイスクリーム、カスタードクリーム等の摂取不可</div>	⇒ガイドライン※ 解説 P38～46 ※ガイドライン 厚生労働省 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（2019年改訂版）」 卵は加熱することで低アレルゲン化することが知られています。加熱による摂取の可否を、情報として把握しておくため、記載をお願いするものです。
⑦ その他	記載日、医師名、医療機関名、電話番号をご記入ください。	

保護者と園の面談記録シート

記入日： 年 月 日 面談者： _____

クラス () 児童名 (ふりがな) 生年月日 年 月 日 (歳)

1 原因食品について

原因食品	除去の状況	食べた時の症状
鶏卵	<input type="checkbox"/> 完全除去	
牛乳・乳製品	<input type="checkbox"/> 完全除去	
小麦	<input type="checkbox"/> 完全除去	
大豆	<input type="checkbox"/> 完全除去	
()	<input type="checkbox"/> 完全除去	

2 医師の受診の状況

医療機関名	主治医：	
直近・次回受診	直近の受診： 年 月 日 / 次回受診： 年 月 日	
薬の処方	エピペン [®] ： あり・なし	内服薬：(薬名)・なし
アフィキシ [®] の既往	なし・あり (年 月頃) 原因食品：	

3 園生活上での留意点 (保護者との協議内容)

①給食・おやつ 離乳食 (アレルギー用調製粉乳)	
②食物・食材を扱う活動	
③運動	
④その他の配慮	

4 緊急時の対応について ⇒ (様式5) 緊急時個別対応票

5 処方薬の受け渡しについて ⇒ (様式6) エピペン[®]・内服薬保管依頼書

6 園での給食の対応

<input type="checkbox"/> 除去食	<input type="checkbox"/> 弁当持参 (時々・毎日)	<input type="checkbox"/> 除去なし
------------------------------	---------------------------------------	-------------------------------

7 その他協議内容

--

緊急時個別対応票

_____年 月 日 作成

園名・クラス名	児童名・生年月日	原因食品
園 組	(年 月 日生)	

(1) 緊急時使用預かり

管理状況	エピペン®	有・無	保管場所：
			有効期限： 年 月 日
	内服薬	有・無	薬品名：
			保管場所：
		有効期限： 年 月 日	

(2) 緊急時対応の原則

以下の症状が1つでもあれば、エピペン®を使用し、救急車を要請

全身の症状

- ぐったり
 意識がもうろう
 尿や便を漏らす
 脈が触れにくいまたは不規則
 唇や爪が青白い

呼吸器の症状

- のどや胸がしめ付けられる
 声がかすれる
 犬が吠えるような咳
 息がしにくい
 持続する強い咳き込み
 ゼーゼーする呼吸

消化器の症状

- 持続する強いお腹の痛み
(がまんできない痛み)
 繰り返し吐き続ける

(3) 緊急時の連絡先

●医療機関・消防機関

救急	119	所轄 消防署	名称 TEL
主治医	名称	嘱託医	名称
	医師名		医師名
	TEL		TEL
搬送医療 機関①	名称	搬送医療 機関②	名称
	TEL		TEL
医療機関・消防機関への伝達内容 ① 年齢、性別ほか患者の基本情報 ② 食物アレルギーによるアナフィラキシー症状が現れていること ③ どんな症状がいつから現れて、これまでに行った処置、またその時間 ※ 特に状態が悪い場合は、意識状態、顔色、心拍、呼吸数を伝えられるとよい ※ その際、可能であれば本対応票を救急隊と共有することも有効			

●保護者

名前	続柄	連絡先	保護者への伝達・確認内容
			① 食物アレルギー症状が現れたこと
			② 症状や状況に応じて、医療機関への連絡や、救急搬送すること
			③ (症状により) エピペン®使用を判断したこと
			④ 保護者が園や病院に来られるかの確認
			⑤ (救急搬送等の場合) 搬送先を伝え、搬送先に保護者が来られるか確認

緊急時に備えた処方薬 エピペン[®]・内服薬 保管依頼書

管理開始日	クラス名	児童名	生年月日
年 月 日	組		年 月 日
薬品名・量	使用期限	園での保管場所	
	年 月 日		
<p>【保管上の留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●エピペン[®]の成分は光により分解しやすいため、携帯用ケースに収められた状態で保管し、使用するまで取り出すべきではない。 ●15℃～30℃で保存することが望ましいので、冷所（冷蔵庫など）または日光のあたる高温下等に放置すべきでない。 			

※医師の処方薬のみ保管します。

（処方箋をもとに薬局で出される薬の説明書、またはそのコピー等を保管依頼書に添付してください。）

※内服薬は、1回分とし薬の容器や袋にも、組と氏名（フルネーム）を書いてください。

※使用期限を迎える前には、保護者の責任で交換を申し出てください。

受け渡しチェック表											
月日	受取者	返却者	月日	受取者	返却者	月日	受取者	返却者	月日	受取者	返却者

No.	クラス名	児童名	原因食品（×がついているものが食べられない）										アナフィラキシー 既往歴 ※ありのみ 記入		
			卵		牛乳 乳製品	小麦		大豆		その他					
				加熱卵 摂取の可否			調味料 摂取の可否		調味料 摂取の可否						
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															

No.	クラス名	児童名	原因食品（×がついているものが食べられない）										アナフィラキシー 既往歴 ※ありのみ 記入		
			卵		牛乳 乳製品	小麦		大豆		その他					
				加熱卵 摂取の可否			調味料 摂取の可否		調味料 摂取の可否	えび					
1	いちご	土佐 いち子	×	×		×	○								
2	りんご	高知 林太郎	×	○											
3	うさぎ	白田 うさ美			×			×	○						
4	きりん	長井 きり蔵	×	○	×										
5	くま	大木 熊夫	×	×		×	×	×	×						あり
6	くま	高知 花子	×	×							×				
7															

記入例

食物除去解除申請書

(この様式は保護者の方がご記入ください。)

年 月 日

園 名

クラス

児童名

本児は、医師の指示により除去していた下記の食物に関して、医師の指導の下、下記のとおり複数回食べて症状が誘発されていないので、園における給食での食物除去について解除をお願いします。

記

1 食物名：()

2 家庭で摂食した状況

① 試した食品名，量，回数

※園で提供する量を5回以上試してください。

※記入例：1週目はゆで卵半分，2日あけて親子丼，翌週は卵焼き30g程度を2日おきに3回と市販のプリン1個

② 摂食後の本児の様子

③ その他

保護者氏名

緊急時対応経過記録票

記録者名: _____

クラス: _____ 名前: _____ 生年月日: _____ 年 月 日 (歳 か月)

① 誤食時間	年 月 日 () 時 分				
② 発症時間	年 月 日 () 時 分				
③ 食べたもの・量					
④ 施設で行った処置	エピペン®	使用した・使用していない 使用時間: 時 分			
	内服薬	使用した・使用していない 使用時間: 時 分 薬名:			
	その他	・口の中を取り除く ・うがいをさせる ・手を洗わせる ・触れた部位を洗い流す			
⑤ 症状	症状のチェックは緊急性が高い、左の欄から行う				
	全身	<input type="checkbox"/> ぐったり <input type="checkbox"/> 意識がもうろう <input type="checkbox"/> 尿や便を漏らす <input type="checkbox"/> 脈が触れにくいまたは不規則 <input type="checkbox"/> 唇や爪が青白い			
	呼吸器	<input type="checkbox"/> のどや胸が締め付けられる <input type="checkbox"/> 声がかすれる <input type="checkbox"/> 犬が吠えるような咳 <input type="checkbox"/> 息がしにくい <input type="checkbox"/> 持続する強い咳き込み <input type="checkbox"/> ゼーゼーする呼吸			
	消化器	<input type="checkbox"/> 持続する強いお腹の痛み (がまんできない痛み) <input type="checkbox"/> 繰り返す吐き続ける			
	目・鼻 口・顔	<div style="border: 2px solid red; padding: 10px; color: white; font-weight: bold;"> 上記の症状が 1つでもあてはまる場合 緊急 </div>			
	皮膚				
		<input type="checkbox"/> 顔全体の腫れ <input type="checkbox"/> まぶたの腫れ	<input type="checkbox"/> 中等度のお腹の痛み <input type="checkbox"/> 1～2回の嘔吐 <input type="checkbox"/> 1～2回の下痢	<input type="checkbox"/> 軽いお腹の痛み (がまんできる痛み) <input type="checkbox"/> 吐き気	
	<input type="checkbox"/> 強いかゆみ <input type="checkbox"/> 全身に広がるじんま疹 <input type="checkbox"/> 全身が真っ赤	<input type="checkbox"/> 顔全体の腫れ <input type="checkbox"/> まぶたの腫れ	<input type="checkbox"/> 目のかゆみ, 充血 <input type="checkbox"/> 口の中の違和感 <input type="checkbox"/> くしゃみ, 鼻水, 鼻づまり		
	<div style="border: 2px solid yellow; padding: 5px; color: black; font-weight: bold;"> 1つでもあてはまる場合 受診 </div>	<div style="border: 2px solid blue; padding: 5px; color: white; font-weight: bold;"> 1つでもあてはまる場合 経過観察 </div>			
	ただちに救急車で医療機関へ搬送		速やかに医療機関を受診		
	ただちに救急車で医療機関へ搬送		安静にし注意深く経過観察		
⑥ 症状の経過 ※少なくとも5分毎に注意深く観察	時間	症状	脈拍 (回/分)	呼吸数 (回/分)	その他の症状・状態等把握した事項
	:				
	:				
	:				
	:				
	:				
	:				
	:				
	:				
	:				
⑦ 受診医療機関	医療機関名	主治医名	電話番号	備考	
	-----		-----		-----
⑧ その他の対応	<input type="checkbox"/> 園長・担任へ連絡		<input type="checkbox"/> 保護者へ連絡		
	<input type="checkbox"/> 主治医・囑託医へ連絡		<input type="checkbox"/> 救急車の要請		

誤食事故，ヒヤリ・ハット報告書

報告日： 年 月 日

報告内容	誤食事故，ヒヤリ・ハット	園名		報告者	
対象児童	クラス	氏名	生年月日	年 月 日生(歳)	
発生日時	年 月 日 ()	:	発生場所	発見者	
発症時間	年 月 日 ()	:	食べたもの	原因食品	
(1) 経過 ※(様式9)緊急時対応経過記録票を添付すること					
① 発生状況					
② 対応の経過					
③ 児童の様子 (症状)					
④ 保護者対応					
(2) 原因究明					
① 日頃のアレルギー除去対応のルール(手順, チェック方法等)					
② ①の中で, 今回できていなかったこと					
③ ②でできなかった理由					
④ 再発防止策					

給食使用食材アレルギー一覧表

作成日： 年 月 日

園の給食で使用する食材（調味料・加工品など）のアレルギー一覧表です。

	食材名	園で使用する商品のアレルギー					備考欄 (商品名・メーカー名)
		卵	乳	小麦	大豆		
1							
2							
3							
4							
5							

給食使用食材アレルギー一覧表

記入例

作成日： **令和4年 4月 1日**

園の給食で使用する食材（調味料・加工品など）のアレルギー一覧表です。

	食材名	園で使用する商品のアレルギー					備考欄 (商品名・メーカー名)
		卵	乳	小麦	大豆		
1	ウスターソース				○		〇〇食品・〇〇ソース
2	がらスープ	○	○	○	○		〇〇食品・〇〇スープ
3							

19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							
36							
37							
38							
39							
40							
41							
42							
43							
44							
45							
46							
47							
48							
49							
50							
51							
52							
53							
54							
55							

※ 週間献立表

3歳未満児		献立表										高知市役所保育幼稚園課		(参考様式2)	
区分	9月1日(木)		9月2日(金)		9月3日(土)		9月5日(月)		9月6日(火)		9月7日(水)				
	献立・食品名	1人当	献立・食品名	1人当	献立・食品名	1人当	献立・食品名	1人当	献立・食品名	1人当	献立・食品名	1人当			
朝 おやつ	野菜ジュース	100	牛乳	100	バナナ	30	お茶	130	牛乳	100	牛乳	100			
	野菜ジュース		オレンジ	30	バナナ		オレンジ	30	バナナ	30	梨	30			
昼	うさちゃんライス		ごはん	40	牛乳	100	ごはん	40	ごはん	40	ごはん	40			
	米	30	米		牛乳		米		米		米				
	サラダ油	0.375	豆腐とえびの野菜あんじ		ゆでうどん	45	カレー炒り豆腐	60	魚の柚子だれ	50	ジャージャーポテト	30			
	有塩バター	0.375	豆腐	37.5	ゆでうどん		豆腐	15	切身魚(揚)	1.125	じゃが芋	0.75			
	玉葱	11.25	むきえび	22.5	玉葱	7.5	鶏肉	0.75	酒	0.15	サラダ油	18.75			
	人参	7.5	チンゲンサイ	37.5	人参	7.5	干し椎茸	0.75	食塩	0.15	豚ミンチ	0.375			
	ベーコン	4.5	人参	3.75	キャベツ	7.5	人参	7.5	片栗粉	3.75	にんにく	0.375			
	コーン缶	3.75	生しいたけ(菌床栽培)	3.75	ピーマン	3.75	葱	3.75	揚げ用油	4.875	葱	3.75			
	マッシュルーム(缶)	3.75	食塩	0.15	豚肉	15	サラダ油	3	砂糖	3	キャベツ	11.25			
	食塩	0.15	ごま油	1.5	サラダ油	3.75	砂糖	2.25	薄口しょうゆ	3.75	人参	3.75			
	コンソメ	0.225	コンソメ	0.15	食塩	0.3	食塩	0.375	ゆず酢(ゆの酢無し)	3	ひじき	0.75			
	冷凍グリーンピース	2.25	オイスターソース	1.35	濃口しょうゆ	1.5	濃口しょうゆ	1.5	水	1.125	サラダ油	0.9			
ウインナー	20	薄口しょうゆ	0.9	かつお節	0.75	カレー粉	0.375	小松菜ともやしのごま和え		合みそ	2.625				
レーズン	2	片栗粉	0.75	あおのり	0.15					濃口しょうゆ	1.35				
ケチャップ	5									砂糖	1.125				
若鶏唐揚げ(米粉)		胡瓜甘酢漬				ふき昆布煮		小松菜	15	もやし	11.25				
鶏肉(からあげ用 切れ)	45	胡瓜	22.5			生ふき昆布	26	いりごま	3.75	人参	3.75				
濃口しょうゆ	2.2	砂糖	0.75			さつま揚げ	7.5	濃口しょうゆ	0.75	ブロッコリーのおかか和え	22.5				
酒	1.5	酢	2.25			さやいんげん	7.5	濃口しょうゆ	0.75	ブロッコリー	22.5				
生姜	0.75	薄口しょうゆ	1.125			だし汁	18.75	りんご		濃口しょうゆ	0.75				
米粉	4.4	生姜	0.75			砂糖	1.8	りんご	30	ごま油	0.375				
揚げ用油	3.75	トマト	30							かつお節	0.375				
小松菜の中華和え						トマト									
小松菜	18					トマト	30								
人参	9														
胡瓜	9														
薄口しょうゆ	1.725														
砂糖	1.725														
ごま油	0.45														
酢	3.375														
お月見汁															
うずら卵(水煮)	10														
カットわかめ	0.375														
葱	1.5														
だし汁	100														
食塩	0.15														
薄口しょうゆ	0.9														
バイン(缶)															
バイン(缶)	30														
昼 おやつ	牛乳	130	牛乳	130	牛乳		牛乳	130	牛乳	130	牛乳	130			
	菓子	7	ヨーグルトポムポム		野菜パンケーキ		プリン	80	米粉黒糖蒸しパン		米粉	15			
		りんご	18	ネットケーキ	13.5	プリン		米粉		黒砂糖	5.6				
		ヨーグルト(調理用)	13.5	牛乳(調理用)	9	ほうれん草	3	人参	7.5	べーキングパウダー	0.56				
		鶏卵	10.5	ほうれん草	3	人参	7.5	南瓜	6	豆乳(無調整)	11.25				
		砂糖	4.5	小麦粉	9	サラダ油	0.75			サラダ油	2.25				
		小麦粉	9												
		べーキングパウダー	0.375												
備考欄															

※ 決定した食物アレルギー対応内容の記入例

週間献立表

9月2日(金)		1人当	
区分	献立・食品名		
朝 おやつ	牛乳	100	該当なし
	牛乳		
朝 おやつ	オレンジ		該当なし
	オレンジ	30	
昼	ごはん		代替食: 魚の野菜塩あんかけ (中心温度: 98℃) 該当児: うさ美, 熊夫, 花子
	米	40	
	豆腐とえびの野菜あんかけ		
	豆腐	37.5	
	むきえび	22.5	
	チンゲンサイ	37.5	
	人参	3.75	
	生しいたけ(菌床栽培)	3.75	
	食塩	0.15	
	ごま油	1.5	
	コンソメ	0.15	
	オイスターソース	1.35	
	薄口しょうゆ	0.9	
	片栗粉	0.75	
	昼 おやつ	胡瓜甘酢漬	
胡瓜		22.5	
砂糖		0.75	
酢		2.25	
薄口しょうゆ		1.125	
生姜		0.75	
昼 おやつ	トマト		該当なし
	トマト	30	
昼 おやつ	牛乳		代替食: お茶 該当児: うさ美, きり蔵
	牛乳	130	
	ヨーグルトポムポム		
	りんご	18	
	ヨーグルト(調理用)	13.5	
	鶏卵	10.5	
	砂糖	4.5	
	サラダ油	3	
	小麦粉	9	
	ベーキングパウダー	0.375	
昼 おやつ	代替食: りんご, 米せんべい		該当児: いち子, うさ美, きり蔵, 熊夫, 花子
	該当児: いち子, うさ美, きり蔵, 熊夫, 花子		

実施献立表・給食日誌

9月2日 金曜日

実施献立表(1才以上児)・給食日誌

園長	調理当理者	疾患状況	備考	予定人員	完了期	名	3才未満	
		1. 90%以上 2. 70%~90% 3. 70%以下 4. その他						
				実施人員	完了期	名	3才未満	
時間区分	料理名	食品名	使用量合計(g)	実施量				
午前おやつ	牛乳	牛乳						
	オレンジ	オレンジ						
昼食/完了1回食	ごはん	米						
	軟飯	米						
	豆腐とえびの野菜あんかけ	豆腐						
		むきえび						
	代替食: 魚の野菜塩あんかけ (中心温度: 98℃)	チンゲンサイ						
		人参						
	該当児: うさ美, 熊夫, 花子	生しいたけ(菌床栽培)						
		食塩						
		ごま油						
		コンソメ						
		オイスターソース						
		薄口しょうゆ						
		片栗粉						
		胡瓜甘酢漬	胡瓜					
	代替食: 塩胡瓜	食塩						
該当児: 熊夫	砂糖							
	酢							
	薄口しょうゆ							
	生姜							
	トマト	トマト						
午後おやつ/完了2回食	牛乳	牛乳						
	ヨーグルトポムポム	りんご						
	代替食: 牛乳→お茶	ヨーグルト(調理用)						
	該当児: うさ美, きり蔵	鶏卵						
		砂糖						
	代替食: ヨーグルトポムポム	サラダ油						
		→りんご, 米せんべい						
	該当児: いち子, うさ美, きり蔵, 熊夫, 花子	小麦粉						
		ベーキングパウダー						

園の離乳食使用食材一覧表

園の給食で『初めて食べる』ことがないように、表を目安に、お家でも試していただきますようご協力をお願いします（ベビーフードでの食経験でもOKです）。

1歳を過ぎたら・・・

お子さんの発達に合わせ、完了食に移行し、だんだんと幼児食に近づいていきます。食べやすさなども考慮しながら、キウイ・えびなどの食材の使用や、おやつで飲む牛乳が始まります。



分類	給食提供開始時期	食材名	食経験の確認
穀類	5, 6か月	米	
		食パン	
		うどん	
		小麦粉	
		ふ	
	7, 8か月	マカロニ そうめん	
いも・でん粉類	5, 6か月	さつまいも	
		じゃがいも	
		片栗粉	
		里芋	
	7, 8か月	春雨	
油脂類	7, 8か月	サラダ油	
		バター	
魚介類	5, 6か月	かつお節	
		白身魚	
		しらす干し	
	7, 8か月	まぐろ水煮（缶詰）	
肉類	7, 8か月	ささみミンチ	
		鶏ミンチ	
		鶏レバー	
	9か月～	豚ミンチ	
卵類（鶏卵）	5, 6か月	卵黄	
	7, 8か月	卵黄→全卵	
	9か月～	全卵	
豆類	5, 6か月	豆腐	
		きな粉	
乳類	5, 6か月	ヨーグルト	
	7, 8か月	牛乳（調理用）※	

分類	給食提供開始時期	食材名	食経験の確認
野菜類	5, 6か月	玉葱	
		キャベツ	
		胡瓜	
		大根	
		白菜	
		なす	
		かぶ	
		人参	
		南瓜	
		トマト	
		ほうれん草	
		小松菜	
		チンゲンサイ	
		ブロッコリー	
		さやいんげん	
		7, 8か月	葱 にら
	果実類	5, 6か月	りんご
バナナ			
みかん			
オレンジ			
その他の柑橘類 ※ポンカン、いよかん等			
メロン			
西瓜			
調味料・その他	5, 6か月	こんぶ（だし汁）	
	7, 8か月	食塩	
		しょうゆ	
		合みそ	
		砂糖	

※牛乳の飲用が可能になるのは、1歳以降です。

日	曜	区分	献立名	クラス名・児童名 アレルギー										対応 食数
				原因食品 (アレルギー)										



日	曜	区分	献立名	クラス名・児童名 アレルギー		いちご(1歳) 土佐 いち子	りんご(2歳) 高知 林太郎	うさぎ(3歳) 白田 うさ美	きりん(4歳) 長井 きり蔵	くま(5歳) 大木 熊夫	くま(5歳) 高知 花子					対応 食数	
				原因食品 (アレルギー)													
2	金	午前おやつ	牛乳	牛乳	乳												0
		昼	豆腐とえびの野菜あんとじ	豆腐・えび 醤油	大豆・えび 小麦・大豆			代:魚の野菜塩あんかけ		代:魚の野菜塩あんかけ	代:魚の野菜塩あんかけ						3
		昼	胡瓜甘酢漬	醤油・酢	小麦・大豆					代:塩胡瓜							1
		午後おやつ	牛乳	牛乳	乳			代:お茶	代:お茶								2
		午後おやつ	ヨーグルトポムポム	ヨーグルト・卵・小麦粉	乳・卵・小麦	代:りんご・米せんべい		代:りんご・米せんべい	代:りんご・米せんべい	代:りんご・米せんべい	代:りんご・米せんべい						5

上記対応内容は一例です。
保護者と協議のうえ、園が施設の状況(調理室の環境整備、対応する人員数、栄養士や調理員の経験等)に合った対応を決定します。

食物アレルギー以外の除去対応申請書

(この様式は保護者の方がご記入ください。)

提出日 _____ 年 ____ 月 ____ 日

園名・クラス名	児童名	生年月日	除去が必要な食品
園 組			

1 除去が必要な理由 (診断理由等)	<input type="checkbox"/> 乳糖不耐症のため <input type="checkbox"/> 病気または障がいのため (診断名: _____) <input type="checkbox"/> 宗教のため (_____) <input type="checkbox"/> その他 (_____)
2 診断を受けた医療機関	医療機関名: _____ 医師名: _____
3 医師の指示内容	
4 その他特記事項 (誤食した場合の症状 や対応等)	
5 情報共有への同意	園における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本申請書に記載された内容を職員全員で共有することに同意しますか。 <input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない

※乳糖不耐症・病気・障がい以外の理由で除去対応を申請される場合は、2・3・4の項目は記入不要です。

上記のとおり、食物除去を申請いたします。

年 ____ 月 ____ 日

保護者氏名 _____

食物アレルギー以外の除去対応について

食物アレルギー以外の除去対応は、食物アレルギー対応に準じて行いますので、原則完全除去対応(提供するかしないか)となります。除去により、給食提供が困難な場合は保護者に弁当対応をお願いすることがあります。

【参考・引用文献】

- 保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（2019年改訂版）
（厚生労働省 2019年4月）
- ぜん息予防のためのよくわかる食物アレルギー対応ガイドブック（2021改訂版）
（独立行政法人環境再生保全機構 2021年）
- 保育所等における食物アレルギー対応マニュアル（2021年改訂版）
（さいたま市保育課 2021年4月）
- 保育園・幼稚園・学校における食物アレルギー日常生活・緊急時対応ガイドブック
（東京都福祉保健局 2014年7月）
- 保育園等における食物アレルギー対応の手引き（2022年改訂版）
（広島市こども未来局保育指導課 2022年1月）
- 保育所における食物アレルギー対応マニュアル
（横浜市こども青少年局保育運営課・横浜市医師会保育園医部会 2014年3月）



発行・編集

高知市こども未来部 保育幼稚園課

〒780-8571 高知市本町5丁目1-45

TEL : 823-4012 FAX : 823-9273

E-mail : kc-130100@city.kochi.lg.jp

教育・保育施設等における食物アレルギー対応マニュアル

2014年（平成26年）3月 作成

2014年（平成26年）9月 改訂

2022年（令和4年）11月 改訂